第３号様式

**学術相談契約書**

　東京都公立大学法人（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の各条によって学術相談契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)　「学術相談」とは、乙からの依頼に基づき、甲に所属する研究者がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するものをいう。

(2)　「学術相談担当者」とは、甲に所属し、学術相談を担当する者であって、次条に記載する者をいう。

(3)　「学術相談料」とは、乙が甲に対して支払う学術相談の対価をいい、直接経費及び管理費の総額とする。

(4)　「知的財産」とは、学術相談の結果得られた成果のうち、発明、考案、意匠、商標、植物の新品種、半導体集積回路の回路配置、著作物及びノウハウをいう。

（学術相談内容等）

第２条　甲は、乙の依頼により、次の学術相談（以下「本学術相談」）を行うものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (1) | 相談題目 |  | |
| (2) | 学術相談の内容 |  | |
| (3) | 学術相談担当者 |  | |
| (4) | 学術相談の実施期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 | |
| (5) | 学術相談の回数 |  | |
| (6) | 学術相談の場所 |  | |
| (7) | 学術相談料 | 金　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　　　円） | |
| 直接経費 | 金　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　円） |
| 管理費 | 金　　　　　　円（税込）  （うち消費税額　　　　円） |

（学術相談の方法）

第３条　本学術相談は原則として甲の場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、乙又は乙の指定する場所で実施することができる。

（学術相談料の支払い）

第４条　乙は、第２条に定める学術相談料を甲が発行する請求書により指定する支払期限までに、甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。当該振込に要する手数料は乙がこれを負担する。なお、乙は、乙が期限までに学術相談料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額に、請求がなされる時点での法定利率の割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を甲に支払うものとする。（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。）

２　甲は、乙から支払われた学術相談料については、原則としてこれを乙に返還しない。

３　学術相談担当者が乙の事業所その他乙の指定する場所において本学術相談に従事する場合、乙は、本学術相談に伴う交通費及び宿泊費を負担し、これを直接学術相談担当者に支払うものとする。

（知的財産の取扱い）

第５条　本学術相談の結果、生じた知的財産の取扱いについては、当該知的財産を生じた状況を勘案して甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

（秘密情報の秘密保持）

第６条　甲及び乙は、本学術相談の実施にあたり、秘密保持を求める技術上の情報を相手方に開示し又は提供するときは、秘密であることを明記したうえで、書面で開示又は提供しなければならず、口頭又は視覚的手段で開示するときは、予め秘密であることを宣言して開示し、開示した日の翌日から起算して７日以内に、秘密にすべき情報を書面に記載して特定しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の規定に従って相手方より開示又は提供された情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第２条に定めた学術相談担当者及び本学術相談の実施及び管理のために自己に属する秘密情報を知る必要のある者(以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示又は提供してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報受領者に対し、その所属を離れた後も、本項及び第３項に規定する義務を履行させなければならない。

３　甲及び乙は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、秘密情報を本学術相談以外の目的に使用してはならない。

４　甲及び乙は、本学術相談完了後、若しくは本学術相談中止後、又は契約有効期間中に相手方より要求されたときは、相手方から提供された秘密情報を相手方に返還若しくは廃棄するものとする。

５　前三項の規定は、次のいずれかに該当することを証明できる情報には適用しない。

(1)　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2)　開示又は提供を受けた際、既に公知となっていた情報

(3)　開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権原を有する第三者から適法に取得した情報

(5)　秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得した情報

(6)　開示又は提供することにつき事前に相手方の書面による同意を得た情報

６　第２項及び第３項の規定は、裁判所又は行政機関からの請求又は命令等に基づいて相手方の秘密情報を開示する行為には適用しない。ただし、かかる開示を行うときは、相手方に対し、秘密情報の保護の措置（開示範囲についての協議を含む。）を行う合理的な機会を与えるよう努めるものとする。

７　第２項及び第３項の義務を負う期間は、第２条第４号に規定する実施期間始期に発効し、終期若しくは第２条第５号に規定する回数の完了のどちらか早い時期、本学術相談の中止又は本契約の解約後３年間とする。ただし、甲及び乙は、協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（個人情報の取扱い）

第７条　甲及び乙は、相手方から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条に定めるものをいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律に従い善良なる管理者の注意をもって取扱うものとする。

２　甲及び乙は、本学術相談に必要な範囲を超えて、相手方が保有する個人情報を取得してはならない。

３　甲及び乙は、本学術相談を遂行するために個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

４　甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)　相手方から預託を受けた個人情報若しくは甲及び乙が本学術相談を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供、又はその内容を知らせる行為

(2)　相手方から預託を受けた個人情報又は甲及び乙が本学術相談を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変する行為

５　甲及び乙は、個人情報を取扱うにあたり、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

６　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解約後速やかに返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示によるものとする。

７　甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報について、漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、相手方に速やかに報告し、その指示に従わなくてはならない。

（輸出管理）

第８条　甲及び乙は、本学術相談の結果得られた成果及び秘密情報を安全保障輸出管理の観点から適切に取扱い、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき外為法第６条第１項第６号に規定する非居住者へ提供する際には必要な手続きを取るものとする。

２　甲及び乙は、相手方から求められた際は、本学術相談の結果得られた成果及び秘密情報の外為法上の該非情報を速やかに書面で回答するものとする。

(学術相談の公表)

第９条　甲及び乙は、本学術相談実施の事実、本学術相談の内容、本学術相談の成果その他本学術相談に関する事項を、第６条で規定する秘密保持の義務を遵守したうえで公表することができるものとする。

２　前項の場合、甲又は乙のうち本学術相談に関する事項の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、公表を行おうとする日の30日前までに当該公表の可否及び内容（以下「公表希望内容」という。）について相手方に通知しなければならない。

３　前項の通知を受けた当事者は、当該公表希望内容を公表されることが将来期待される自己の利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に当該公表希望内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、公表により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　本条第２項に規定する通知しなければならない期間は、第２条第４号に規定する実施期間終期若しくは第２条第５号に規定する回数の完了のどちらか早い時期の翌日から起算して１年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(免責)

第10条　甲は、本学術相談に基づく商品の販売、役務の提供その他乙の事業活動の結果について、何ら保証せず、また、当該乙の事業活動に起因する損害について、一切責任を負わない。

（契約の解除及び解約）

第11条　甲は、乙が学術相談料を第４条に定める期限までに振込まないときは、催告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、相手方に催告したにもかかわらず、当該催告後30日以内にこれが是正されないときは、本契約を解約することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)　相手方が本契約に違反したとき

３　乙が破産、会社更生、民事再生等の申立てをし、若しくは他から受けた場合、差押、仮差押、仮処分を受けるなど信用が悪化した場合、又は本学術相談に関連する事業の営業を停止した場合は、甲は直ちに本契約を解約することができるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第12条　暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

（契約の有効期間）

第13条　本契約は、第２条第４号に規定する学術相談の実施期間始期に発効し、終期若しくは第２条第５号に規定する回数の完了のどちらか早い時期まで有効とする。ただし、甲乙協議の上これを延長することができる。

２　本契約の終了又は解除後も、第９条の規定は、本契約終了後１年間、第６条の規定は、本契約終了後３年間、第５条、第７条、第８条、第10条及び第15条の規定は、対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

（協議）

第14条　本契約に定めのない事項、及び本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第15条　本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

２　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上の約定を証するものとして、本契約書を２通作成し、甲、乙各々において１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

甲　　東京都八王子市南大沢一丁目１番地

東京都公立大学法人

産学公連携センター長

　　　　　　　　　堀　田　貴　嗣　　　　印

乙　　住所〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

〇〇〇〇　　　〇〇　〇〇　　　　　印

別紙（暴力団等排除に関する特約条項）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第１条　甲及び乙は、相手方が東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、本契約を解除することができる。この場合においては、相手方への何ら催告その他の手続を要しないものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって相手方に損害が生じても、その責めを負わないものとする。また、かかる解除により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第２条　甲及び乙は、本契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく相手方への報告及び管轄の都道府県警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、甲又は乙が管轄警察署に通報報告を行うにあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく通報報告の内容を記載した書面を相手方及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、乙を東京都公立大学法人の契約から排除する措置を講ずることができる。

（以下、余白）